

巡回指導で改善要請が多い調査項目と主な指摘事項（2024年度実績）

2024年度の巡回指導につきましては、お忙しい中ご対応いただき誠にありがとうございました。以下のとおり整理しましたので、ご確認の上、ご留意をお願い致します。

1	運行管理規程	23.7%
	・ 運行管理規程に法改正の内容が反映されていない。	
2	点呼の実施及び記録、保存	18.5%
	・ 点呼記録簿が電磁的方法により3年間保存されていない。	
	・ 点呼を行った状況の録音及び録画が電磁的方法により90日間保存されていない。	
3	整備管理規程	16.1%
	・ 法改正内容が反映されていない。	
4	運送引受書の作成、交付、保存	14.7%
	・ 運賃料金の額または運賃料金の下限額の計算間違い、総走行時間の誤記載等。	
	・ 記載漏れ（運送申込者、契約責任者、運賃料金の下限額、乗務員等の休憩地点及び休憩時間、輸送人員、旅客が乗車する区間等）。	
5	特定の運転者に対する特別な指導	11.8%
	・ 新たに雇い入れた者の事故歴の確認が未実施。	
	・ 高齢運転者の指導教育が未実施または実施時期が適切でない。	
6	36協定の締結、届出	10.4%
	・ 36協定の協定期間開始前に届出がされていない。	
7	業務等の記録、保存	9.0%
	・ 休憩の地点及び日時の記載漏れ、誤記載。	
	・ 旅客が乗車した区間の記載漏れ。	
	・ 睡眠施設の名称及び位置の記載漏れ。	
8	所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	7.1%
	・ 雇い入れ時の健康診断を受診していない。	
	・ 1年以内（6か月）ごとの健康診断を受診していない。	
9	乗務員等台帳の作成、保存	6.6%
	・ 一部の運転者の未作成。	
	・ 特別指導の実施状況、健康状態、適性診断受診状況、雇入れ・選任年月日、運転経歴、運転免許に関する事項、写真等の記載漏れ。	
10	運行指示書の作成、指示、携行、保存	6.6%
	・ 乗務員の休憩地点・休憩時間、睡眠施設の名称・位置、旅客が乗車する区間等の記載漏れ。	